

日私看大協第7号

2020年5月8日

厚生労働省 医政局

看護課長 島田 陽子 様

一般社団法人 日本私立看護系大学協会

会長 大島 弓子



要 望 書

時下、新型コロナウイルス感染が猛威を振るう中、感染予防に伴う対応に奔走されていることと存じます。

本協会でも、197の会員校（大学186、短期大学11）において、この新型コロナウイルス感染対応に追われながら、質を担保した看護学教育の実施に奮闘している現状があります。この教育の運営・実施にあたり、会員校からは様々、困難点や相談事項等の課題があげられており、早急な対応が必要となっています。

そこで、これらの課題解決に向けて、本協会として関係の諸官庁・団体に、是非、お願ひしたいことがあります、下記に記しました。

ご多忙のところ大変申し訳ありませんが、是非とも、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 看護師養成所指定規則の弾力的運用について

現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言による大学の休業要請、看護学実習受け入れ辞退等によって、各大学（短期大学を含む）の教育の運営は困難を抱えました。しかし、各大学は令和2年2月28日付：「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（文科省・厚労省）の通知内容に基づき、鋭意工夫し対応しています。

各大学は、通常の授業及び臨地実習等の代替する方法として、十分な質の保証をした教育内容と、それに合う適切な教授方法により、看護学教育を実施しています。その結果に基づく評価によって単位認定を行い、その認定を経て機関ごとに学則に基づく卒業要件を取得する運びとなります。

したがって、この一連の過程を経た学生は、看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格を十分に有すると考えられます。この十分な質担保をした教育運営の進め方をもって、前述した2月28日付の通知どおり、看護師養成所指定規則の弾力的運用を是非お願いしたい。

2, 新型コロナウイルス感染状況下でのオンラインによる遠隔授業、学内実習等に伴うシミュレーション教育等により、設備、器具・器械の整備等への補助金等の援助について
新型コロナウイルス感染状況下でのオンラインによる遠隔授業では、運用にともなうシステム、器具・器械等を急速整備するため、各大学では資金拠出が余儀なくされています。また、臨地実習と同等の教育内容を提供するためにシミュレーション教育導入等、学内演習・実習の実施に向けた計画を急ぎ行っている状況もあります。この状況から、資金拠出はさらに増大しているので、各大学への補助金等の援助の検討を、是非お願いしたい。

3, 新型コロナウイルス感染状況下での経済逼迫に伴う学生への授業料、オンライン授業等に伴う経費の援助について

今年度から開始された「高等教育修学支援新制度」により、新型コロナウイルス感染状況下での経済逼迫に伴う学生への経済援助が対応されています。しかし、学生は、現在、生活費も負担になっている状況がある中、授業料、オンライン授業等に伴うパソコンや通信費等の経費がさらに負荷されています。これらの学修に関わる学生への経費援助について、是非、配慮をお願いしたい。

4, 就職試験に関しての弾力的な対応について

現在、全国に緊急事態宣言、特定警戒 13 都道府県が指定されています。学生が就職を希望する医療機関の所在地が、この 13 都道府県にある場合、また、大学（短期大学を含む）の所在地とは異なる都道府県での就職を希望している場合など、指定された期日・方法で、就職試験を受験できない状況が発生しています。これらの就職試験の期日、方法等に関して、学生が所属する大学の所在地により、不利益が生じないような弾力的な対応を行うよう、病院等関係機関に通知することを、是非お願いしたい。

以上